

質問確認事項

9 F

●物件所有者工事（A工事）関係

現状の天井パネル及び床タイルは、取った状態となる。

(12)通り(D)～(E)間の壁の整備は、物件所有者が行う。

(D)～(E)×(12)～(13)のスペースは、共用通路スペースとなり、天井及び床の整備は物件所有者が行う。

●工事対象関係

(D)～(E)×(11)～(12)のスペースは、物件所有者の空きスペースとなり、今回の工事対象とならない。

工事の範囲は、基本的に平面図の赤枠の範囲内とする。ただし、(13)通り(D)～(E)間の壁は、選定事業者が整備する。

B工事に該当するものは、物件所有者が工事を行い、選定事業者が費用を負担する。

●選定事業者工事（C工事）関係

(D)通り(11)～(12)間の壁は選定事業者が整備を行い、天井より500mmの開口を設けるものとする。なお、開口部から(11)通り(D)～(E)間の壁にデザイン性の影響があると思われる場合は、当該箇所の視認性にも配慮した提案を行っていただきたい。

(13)通り(D)～(E)間の壁は、プラスターボードでよいものとし、クロス又は塗装等での内装仕上げを必要とする。

音響器具の取り付け、水道、ガスの分岐、引込みは選定事業者工事（C工事）とする。

煙感知器、非常照明、スピーカー、誘導灯は吊りボルトに仮止め状態のため、工事完了時には、しっかりと天井に設置すること。

非常口については、常に動線を確保する必要があることに留意すること。

ファンルームについては、点検等で月1回程度出入りが必要になることから、点検時の動線確保に配慮すること。

柱の円形の化粧パネルを撤去後、表面はモルタル仕上げにはなっていないため、ボードで囲う必要があることが想定される。

1 F

●選定事業者工事（C工事）関係

天井の埋め込みの照明器具は現状のまま引き渡すが、配線ダクトに取り付けられている器具については、引き渡し時は基本的に附帯しない。

間仕切り壁西面に排煙手動起動装置が設置されているが、間仕切り壁を撤去する場合は、設置されている排煙手動起動装置を移設する必要があること。

東側区画の分電盤横の柱に排煙手動起動装置があるが、内装設計により前面が開放

とならない場合は、排煙手動起動装置を移設する必要がある。
間仕切り壁を撤去した場合、防煙区画が異なるため、防煙たれ壁の設置が必要となる。
アミコ専門店共通デザインの通路天井看板が2箇所、表裏4枚必要となる。
現状のPタイル、長尺シートは、貼られた状態のまま引き渡す。

共通

●什器・備品

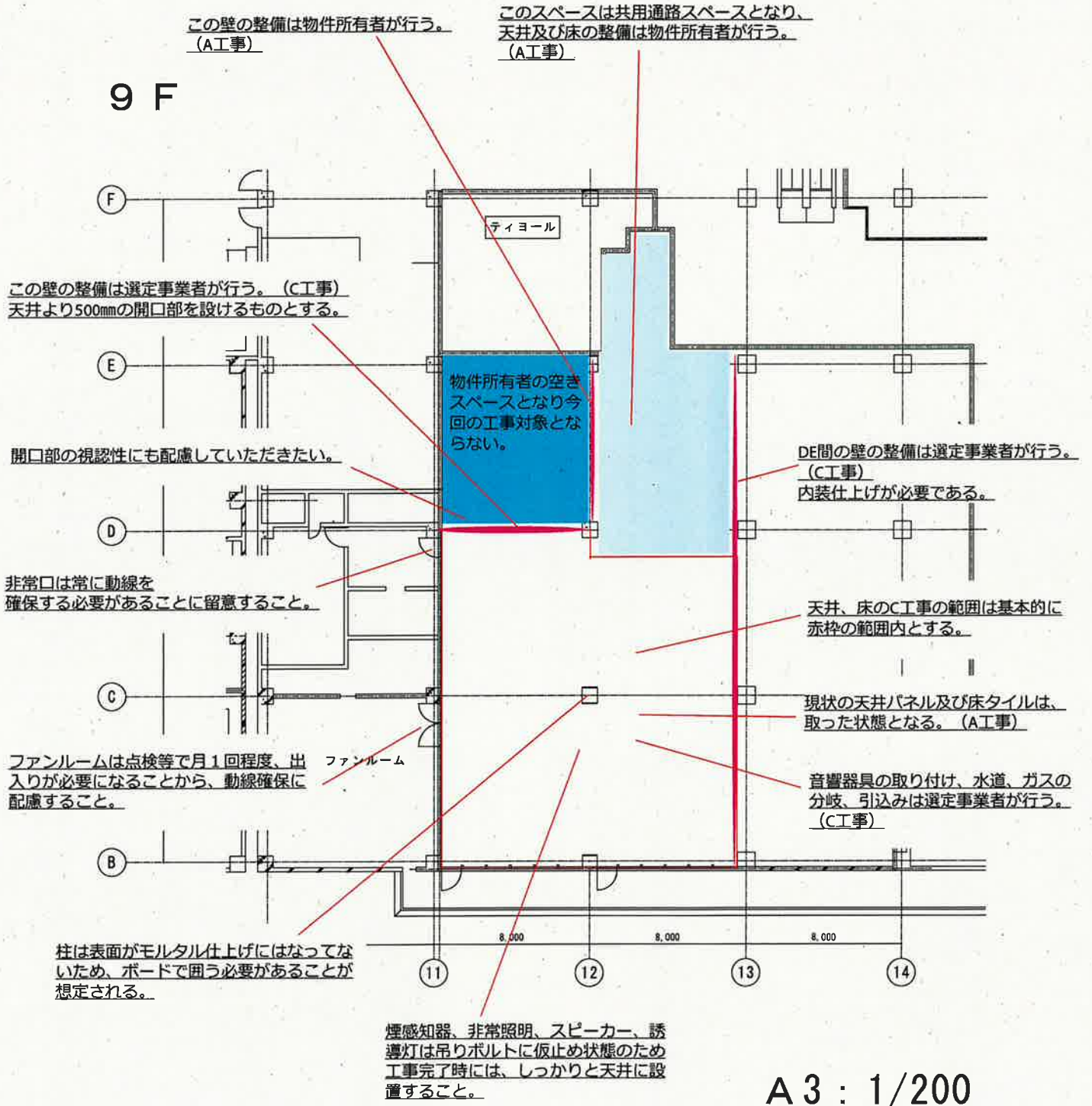
注文家具なども什器・備品類に該当するが、壁面や床などと一体となった棚やカウンターなどは工事費として整理すること。
什器・備品のボリュームについては仕様や整備計画以上の内容は決まっていないため、提案によるものとする。
備品は既成品等をリスト化して指定していただくものとするが、内容の精査について市と協議のうえ、決定することとなる。
備品について、代替の効かない特注等となる備品であっても、提案方法としては、例えば「●●工芸の○○品（別注）」というような形で単価も含めて提案をいただき、決定すれば、市が別に、その内容で業者へ発注するものとする。

その他

1、9階のスタッフの人数は、各階に最低1人常駐を想定している。
有料、無料のエリア管理に関し、9階は基本的に全て有料エリアとして管理できるよう運用することを想定している。
質問については、質疑書として様式第4号を準備・公開しているが、任意の様式であっても回答は行うものとする。
質問については、実施要領「4 日程」のとおり、10月11日（金）17時までとする。なお、回答については、可能なものから順次速やかに回答する。
施設見学会は、実施要領「4 日程」のとおり、今回1回のみ開催となるため、ご理解いただきたい。

施設見学会で確認された事項

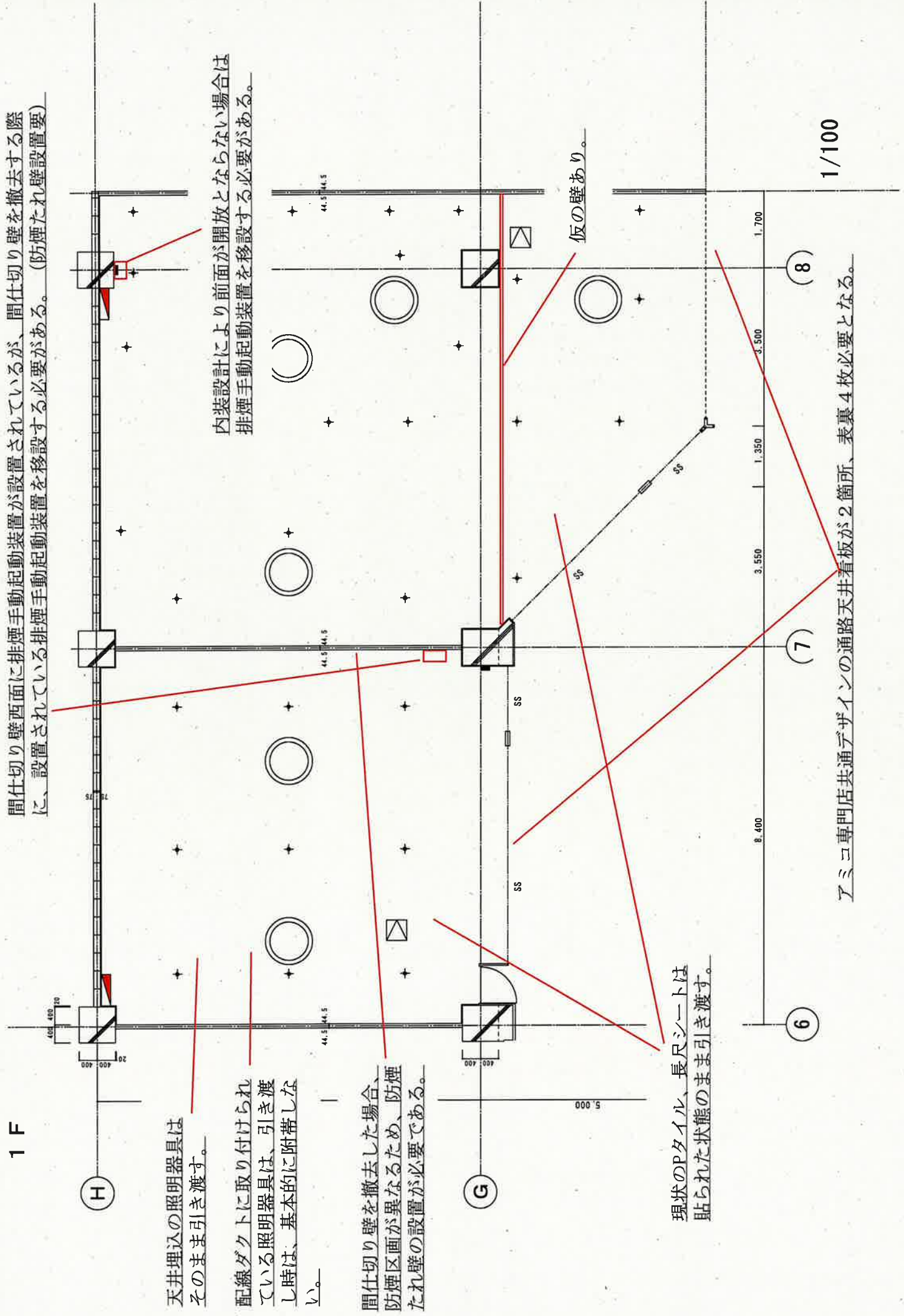
9 F



A 3 : 1/200

施設見学会で確認された事項

1 F



天井埋込の照明器具はそのまま引き渡す。

配線ダクトに取り付けられている照明器具は、引き渡し時は、基本的に附帯しない。

間仕切り壁を撤去した場合、防煙区画が異なるため、防煙たれ壁の設置が必要である。

間仕切り壁西面に排煙手動起動装置が設置されているが、間仕切り壁を撤去する際に、設置されている排煙手動起動装置を移設する必要がある。(防煙たれ壁設置要)

内装設計により前面が開放とならない場合は排煙手動起動装置を移設する必要がある。

現状のPタイル、長尺シートは貼られた状態のまま引き渡す。

仮の壁あり。